

新潟市消防団員の服制並びに制服等の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第10号

新潟市消防団員の服制並びに制服等の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則

新潟市消防団員の服制並びに制服等の支給及び装備品の貸与に関する規則（昭和37年新潟市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（制服等及び装備品の返却）

第6条 退職等によりその身分を失った消防団員（死亡によりその身分を失った場合にあっては、その遺族）は、貸与された制服等及び装備品を返納しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

別表第1中

「

作業シャツ	白色の織物とする。
消防 団員 手帳	整式 表紙は、鉄紺色の革製又はこれに類するもの。中央上部に消防団章を、その下に「消防団員手帳」の文字、その左下に「新潟市消防団」の文字をそれぞれ金色で表示し、背部に鉛筆差しを設け、その下端に長さ45センチメートルの黒色のひもを付け、表紙内側には、名刺入れを付ける。用紙は、恒久用紙と記載用紙とに分け、いずれも差替え式とし、その

を

		枚数は恒久用紙 16 枚（身分関係 1 枚，異動賞罰関係 3 枚，教育訓練関係 6 枚，火災その他出動関係 6 枚），記載用紙 80 枚とする。 形状及び寸法は，図のとおりとする。
--	--	---

」

「

作業 シャツ	色及び 地質	男性	白色の織物とする。
		女性	紺色の織物とする。
消防 団員 手帳	整式		表紙は，鉄紺色の革製又はこれに類するもの。中央上部に消防団章を，その下に「消防団員手帳」の文字，その左下に「新潟市消防団」の文字をそれぞれ金色で表示し，背部に鉛筆差しを設け，その下端に長さ 45 センチメートルの黒色のひもを付け，表紙内側には，名刺入れを付ける。用紙は，恒久用紙と記載用紙とに分け，いずれも差替え式とし，その枚数は恒久用紙 16 枚（身分関係 1 枚，異動賞罰関係 3 枚，教育訓練関係 6 枚，火災その他出動関係 6 枚），記載用紙 80 枚とする。 形状及び寸法は，図のとおりとする。

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の新潟市消防団員の服制並びに制服等の支給及び装備品の貸与に関する規則の規定に基づき貸与されている作業シャツについては、当分の間、これを用いることができる。